

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	労災管理課		木暮 康二	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置第11条		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づくリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、当該病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制等を整備するものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	405	421	441	442	442
		補正予算					
		繰越し等					
		計	405	421	441	442	442
	執行額	405	421	441			
	執行率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	委託契約に基づき、予算を適正に執行する。 (アウトカム指標が設定できない理由) 本事業は、従来、国が大牟田労災病院行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託しているところ。その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うには、馴染まないものである。	成果実績		-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進体制等を整備する。 (アウトプット指標が設定できない理由) 本事業は、従来、国が大牟田労災病院行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託しているところ。その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うには、馴染まないものである。	活動実績 (当初見込み)		-	-	-	(-)
単位当たりコスト	- (円/)		算出根拠	-			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	業務費	223	235				
	謝金	160	148				
	委託管理費	38	38				
	消費税	21	21				
	計	442	442				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	「点検結果参照」
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	「点検結果参照」
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、使途・費目	×	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	「点検結果参照」
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	「点検結果参照」
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	「点検結果参照」
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	—
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
点検結果	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者への医療・看護の提供を行うもので、</p> <p>①「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」において、「政府は炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。」と規定されていること、</p> <p>②平成16年国会の場において、当時の坂口厚生労働大臣は「患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている。」と答弁していること、</p> <p>③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢80歳となっていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること、等から、本事業は引き続き実施する必要である。</p> <p>また、本事業は、今もCO患者の入院している大牟田労災病院の後継医療機関を対象とした継続的なCO患者の療養、リハビリテーション体制の整備を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、</p> <p>①CO中毒患者の特有な症状に応じた医療の提供の一部として実施していること、</p> <p>②CO中毒症の医療の特殊性として、毎年度契約の都度、委託病院を変更するなど患者の療養環境を変えることは避けなければならないことから、現在の委託病院において継続的に治療等を行っていくことを、移譲時に患者らと国が約束したうえで、大牟田労災病院を廃止していること、</p> <p>③患者については、国が責任を持って対応していくことを約しており、これを履行することが必要であること</p> <p>等から、いずれにおいても条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も後継医療機関である大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p> <p>なお、受託先のCO中毒患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握し、特にCO患者の特性に配慮しつつ、事業内容等について協議をしながら委託事業を進めており、また、年間の事業内容等については、事業年度の翌年度4月10日までに1年間の委託事業実施結果報告書及び事務委託費精算報告書の提出を受け、適切な事業内容、会計処理となるよう個別に必要な指導を行っている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	CO中毒患者に係る特別対策事業経費については、執行状況を踏まえ、予算要求に反映させること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	CO中毒患者介護人数を見直したことによる削減(反映額: ▲9百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-9	平成23年行政事業レビュー	0984

厚生労働省
441百万円(平成23年度執行額)

受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握



【平成18年度～ 特命随意契約※】

A.財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院
441百万円(平成23年度執行額)

- * CO中毒患者の症状の特性に対応した療養にかかるリハビリテーション等を実施するための医療・看護体制を整備すること。
- * CO患者の特性から、集団リハビリが医療上継続的に必要であることから、集団リハビリの実施や、個々のCO患者の症状に応じたプログラムを実施すること。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

※特命随意契約

三井三池炭鉱災害CO中毒患者の診療、社会復帰支援等のために設置した大牟田労災病院を平成18年3月31日に廃止したため、その後、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づき、国が引き続き事業を実施するものである。

当該契約病院については、

- イ CO中毒患者に対する診療の経験を踏まえて、その実情をよく理解し、委託事業を適切に行い得る能力を有すること
 - ロ CO中毒患者の特性から、療養環境の変化は医療上問題があること。
 - ハ CO中毒患者及びその家族の居住地から通院等が可能な範囲に所在すること
 - ニ 大牟田労災病院における医療環境を継承していること
- 等から、本事業を実施し得る唯一の医療機関であり、また、CO中毒患者という性格から、毎年度医療機関を変更することは不可能であることから、当該契約病院との随意契約を締結しているものである。

A.財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
病床確保経費	病床確保のための経費	180			
謝金	医師、看護師、リハビリ関係職員等の費用等	192			
委託管理費	医療機器リース料、光熱水道費等	38			
消費税	消費税	21			
レクリエーション活動等経費	レクリエーション、リハビリテーション、患者の送迎、MRI検査実施等のための経費	10			
	※委託契約額を超えた支出金額分は受託者が負担。				
計		442	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険大牟田吉野病院	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 	442	特命随意契約	